

三次市教育委員会議案第54号

三次市三次地域交流館設置及び管理条例施行規則案を次のように提出する。

平成28年3月29日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市三次地域交流館設置及び管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、三次市三次地域交流館設置及び管理条例（平成28年三次市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可申請等）

第2条 条例第8条の規定により三次地域交流館（以下「地域交流館」という。）の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域交流館施設等使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用を許可したときは、地域交流館施設等使用許可書（様式第2号）を申請者へ交付するものとする。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、地域交流館の施設等を使用するときに、前項に規定する許可書を提示しなければならない。

4 前3項の規定は、許可を受けた事項を変更する場合に準用する。

（使用の中止）

第3条 使用者は、地域交流館の施設等の使用の全部又は一部を中止しようとする

るときは、あらかじめ、教育委員会に申し出なければならない。

(使用料等の納入)

第4条 施設使用料金は、使用の許可を受ける際に納入しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(入場料等を徴収する場合等の施設使用料金)

第5条 使用者が、入場料、会費その他これに類するものを徴収する場合における施設使用料金は、条例別表に規定する施設使用料金に5割を乗じて得た額を加算した額を上限とする。

2 使用者が、冷房又は暖房の装置を使用する場合は、別に定める額を納入しなければならない。

3 使用者が、条例の附則3の規定により施設使用料を算定する場合においては、施設使用に係る光熱水費はその実費の額とする。

(遵守事項)

第6条 地域交流館においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 建物及び附属設備並びに展示資料その他物品を毀損、汚損又は滅失するおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑をかけ、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(3) 指定の場所以外で飲食をしないこと。

(4) 地域交流館の施設及びその敷地内においては、教育委員会の許可なくして入館者等に対して物品等の販売行為をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示する事項

2 教育委員会は、次に掲げる場合は、地域交流館への入館を拒否し、又は地域交流館から退去させることができる。

(1) 前項及び条例第9条に規定する事項に違反するおそれのあるとき又は違反したとき。

(2) 地域交流館の管理運営上支障があると認めるとき。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

施設管理者	(確認)	係

三次地域交流館使用許可申請書 三次市教育委員会教育長 様	第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日
次のとおり、三次地域交流館の施設を使用（使用変更）したいので許可くださるよう申し込みます。	

申 込 者	住 所 (所在地)	使 用 責 任 者	住 所
	団 体 名		氏 名
	氏 名 (代表者) ㊟		連 絡 先
	電 話 番 号		(電話番号)

使用目的 (行事名等)						
区 分	使用年月日	使用時間	使用予定 人 員	使 用 料		
				施設使用料	冷暖房料	小 計
アトリエ	年 月 日 ()	～	人	円	円	円
創作スペース	年 月 日 ()	～	人	円	円	円
	年 月 日 ()	～	人	円	円	円
合 計				円	円	円

使 用 料 減 免 申 請	三次市長 様 上記の施設利用について、使用料の減免を申請します。 (申請理由)	認 定	条例第13条適用 減免率 <input type="checkbox"/> 施設使用料 全免 /100 <input type="checkbox"/> 冷暖房料 全免 -
	申請者 (住所) (氏名) ㊟		減免額 備考 円

様式第2号（第2条関係）

三次地域交流館使用許可書				第 号 年 月 日
三次地域交流館の施設について、次のとおり使用（使用変更）を許可します。				
三次市教育委員会教育長 印				
申 込 者	住所 (所在地)	使 用 責 任 者	住所	
	団体名		氏名	
	氏名		連絡先	
	電話番号		(電話番号)	
使用目的 (行事名等)				
区 分	使用年月日	使用時間	使用予定 人 員	使 用 料
				施設使用料 冷暖房料 小 計
アトリエ	年 月 日 ()	～	人	円 円 円
創作スペース	年 月 日 ()	～	人	円 円 円
	年 月 日 ()	～	人	円 円 円
			合 計	円 円 円
使 用 料 の 減 免	上記の施設利用については、右のとおり使用料の 減免を認定します。 三 次 市 長 印 (三次地域交流館)		認 定	条例第13条適用 減免率 <input type="checkbox"/> 施設使用料 全免 /100 <input type="checkbox"/> 冷暖房料 全免 - 減免額 円 備 考